## 登校連絡票(新型コロナウイルス感染症)

### 府中市立浅間中学校長 宛

新型コロナウイルス感染症に感染していると判明し登校を控えていましたが、登校できるようになりましたのでお知らせいたします。

年	組	番	児童生徒	氏名						
受診した医療機関										
発症日	令	和	年	月	且					
出席停止期間	令和	年	月	日 ~令和	年	月	日	まで		
令和 年	月	日だ	から登校	保護者氏名						

#### この連絡票は保護者の方がご記入の上、登校初日に学級担任までご提出ください。 --

### ~お願い~

新型コロナウイルス感染症と診断・判定された場合は学校に連絡をお願いします。また、発熱等の症状がある場合は、 病院受診をおすすめします。発症日・出席停止期間・登校開始日等は、下の表を参照しながら確認をしてください。 登校連絡票が提出されない場合は出席停止扱いにはなりません。ご注意ください。

- ※発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ※出席停止期間中の給食停止については、療養期間と手続きの関係から対応しておりません。ご了承ください。
- ※新型コロナウイルス感染症で、無症状の感染者に対する出席停止期間の取り扱いについては、

【 検体を採取した日を発症日(0日)として5日を経過するまで 】を基準。(必要な場合は、主治医等にご相談ください。)

## 出席停止期間の考え方

# 「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

## 発症日

発熱した日(0日目)

無症状の感染者:検体を採取した日

### 発症後5日

発症した日の翌日から起算する。

発症日は含まない。

無症状の感染者:検体を採取した日の翌日

### 症状が軽快軽快

解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状 が改善傾向にあることを指す。

#### 症状が軽快した後1日

軽快した日の翌日から起算する。

軽快した日は含まない。

② 発熱あり

**②**発熱なし

【参照】文部科学省 令和5年4月28日通知

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が 令和5年4月28日に公布され、同年5月8日から施行

有症状期間	0	1	2	3	4	5	6	7	8
1日間		<b>8</b> 軽快	<b>©</b>	3	3	3	登校 可能		
2 日間			S 軽快	<b>©</b>	<b>©</b>	<b>©</b>	登校可能		
3日間				野快	3	(3)	登校可能		
4 日間					<b>ジ</b> 軽快	3	登校可能		
5 日間						<b>を</b>	<b>©</b>	登校可能	
6日間		(E)					野快	3	登校可能